

◆◇ 身体障害者等の方の軽自動車税の減免について ◇◆

身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するものについては、納税義務者等の申請により軽自動車税を全額免除します。減免制度には一定の要件や申請期限等が定められていますので該当される方は、該当申請手続きをお願いします。特に申請期限を過ぎますと、減免が受けられませんのでご注意ください。

※手帳をお持ちの方でも、申請が無い場合は減免されません。また、滞納分(平成30年分)については減免はできません。

申請期限 2019年5月7日(火)

●減免の対象となる軽自動車等

1.軽自動車等の所有者(納税義務者)及び台数等

軽自動車等の所有者(納税義務者)	障がい者本人または障がい者と生計を一にする者(注1)
減免の対象となる台数	障がい者1人につき1台(普通自動車、軽自動車、バイク等を含む)

2.軽自動車等の使用目的

障がい者本人が運転する場合	使用目的は問いません。
障がい者と生計を一にする方が運転する場合(注1)	障がい者の通学・通院・通所・生業のために使用する場合
障がい者を常時介護する方が運転する場合(注2)	障がい者の通学・通院・通所・生業のために使用する場合

(注1): 同世帯であるか、もしくは住民税の申告又は保険証で扶養関係にあると確認できる場合。

(注2): 障がい者のみで世帯が構成され、かつ、世帯全員が減免等級に該当する場合に限る。

渡嘉敷村税条例

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 村長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、村長が必要と認めるもの(1台に限る。)

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等